

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U C S
代 表 者 代表取締役社長 後藤 秀樹
(コード：8787 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役業務本部長 外山 綱正
(TEL : 0587-24-9028)

当社とユニー株式会社の株式交換契約及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 6 日付当社プレスリリース「ユニー株式会社による株式会社 U C S の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社とユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）の株式交換契約及び定款一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から平成 30 年 4 月 24 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 30 年 4 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（当社とユニー株式会社の株式交換契約承認の件）

当社は、大要以下の内容の株式交換契約について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- (1) ユニー及び当社は、株式交換契約の定めるところに従い、ユニーを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行い、ユニーは、効力発生日である平成 30 年 5 月 1 日に、本株式交換により当社の発行済株式（ユニーが所有する当社の株式を除きます。以下同じです。）の全部を取得します。
- (2) ユニーは、本株式交換に際して、本株式交換によりユニーが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、ユニーを除きます。以下「本割当対象株主」といいます。）に対し、本割当対象株主が所有する当社株式に代えて、本割当対象株主が所有する当社株式 1 株につき、金 1,830 円の割合で金銭を交付します。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、平成 30 年 2 月 6 日付当社プレスリリース「ユニー株式会社による株式会社 U C S の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」に記載のとおりです。

(1) 本株式交換の効力が発生した場合には、1株以上の当社普通株式を所有する者はユニーのみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、また、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

以上の変更は、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である平成30年5月1日に効力が発生いたします。

3. 本株式交換の日程

(1) 本臨時株主総会開催日	平成30年4月6日（金）（本日）
(2) 整理銘柄指定日	平成30年4月6日（金）（予定）
(3) 最終売買日	平成30年4月24日（火）（予定）
(4) 上場廃止日	平成30年4月25日（水）（予定）
(5) 本株式交換の効力発生日	平成30年5月1日（火）（予定）
(6) 金銭交付日	平成30年7月下旬（予定）

以 上